

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（都市計画課）

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第70号

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（証明書等の様式）

第 2 条 法第 7 条第 1 項（法第24条第 2 項（法第48条において準用する場合を含む。）又は法第43条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の証明書の様式は、様式第 1 号とする。

2 法第 7 条第 2 項の許可証の様式は、様式第 2 号とする。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類）

第 3 条 省令第 7 条第 1 項第 5 号の書類の様式は、設計者の資格に関する申告書（様式第 3 号）とする。

2 省令第 7 条第 1 項第10号及び第 2 項第 8 号の書類の様式は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行同意書（様式第 4 号）とする。

3 省令第 7 条第 1 項第12号及び第 2 項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事をしようとする土地の区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 工事をしようとする土地の区域内の土地の公図の写し
- (3) 工事をしようとする土地の区域内の求積図（縮尺500分の 1 以上）
- (4) 工事主の資力及び信用に関する申告書（様式第 5 号）
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書（様式第 6 号）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第 7 号）
- (7) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第 8 号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第 4 条 省令第 8 条第 9 号の規定により規則で定める値は、1 メートルとする。

2 省令第 8 条第10号ロの規定により規則で定める値は、1 メートルとする。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第 5 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第 1 項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第 9 号）の正本及び副本に、それぞれ省令第 7 条第 1 項各号（第 8 号、第 9 号、第11号及び第12号を除く。以下同じ。）に規定する書類及び第 3 条第 3 項各号（第 4 号から第 7 号までを除く。以下同じ。）に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第 1 項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第10号）の正本及び副本に、それぞれ省令第 7 条第 2 項各号（第 6 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。以下同じ。）に規定する書類及び第 3 条第 3 項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第15条第 1 項の規定による協議が成立したときは、協議同意書（様式第11号）に、第 1 項又は前項の協議書の副本を添えて、当該協議を行った者に通知する。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第6条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第13号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第1項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第14号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第2項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、前2項の変更協議について準用する。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告の様式)

第8条 省令第48条第1項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第15号)とする。

2 省令第48条第2項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第16号)とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第9条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第3条第3項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第10条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(様式第9号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第1項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第10号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第2項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、協議同意書(様式第11号)に、第1項又は前項の協議書の副本を添えて、当該協議を行った者に通知する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第11条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議)

第12条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第13号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第1項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第14号)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第2項各号に規定する書類及び第3条第3項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

3 第10条第3項の規定は、前2項の変更協議について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告の様式)

第13条 省令第78条第1項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第15号)とする。

2 省令第78条第2項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第16号)とする。

(法の規定に適合していることを証する書面の交付)

第14条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書(様式第17号)に、知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（第 1 面）

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職	名	写 真	
氏	名		
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付	年 月 日限り有効		
島根県知事		印	

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 「法令の条項」欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 「該当の有無」欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

土地の試掘等の許可証

住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり土地の試掘等を許可します。

1 行為期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
2 行為場所	
3 所有者（占有者） 住所・氏名	
4 行為目的	
5 行為内容	

年 月 日

島根県知事



様式第3号（第3条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日					
島根県知事 様					
申請者 氏 名					
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第2項 第31条第2項 } に規定する設計者の資格について、次のとおり申告しま す。					
1 設計者の氏名					
2 設計者の現住所					
3 最終学歴		学校名	学 部 ・ 科 名	修 業 年 限	卒業・中退の別
4 資格、免許等					
5 実 務 経 歴	勤務先又は工事名	職務内容	期 間	年 数	合 計
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
審 査 欄		該当号 政令第22条 第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 省令第35条 第1号及び第2号 昭和37年建設省告示第1005号 第1号、第2号、第3号及び第4号			

- (注意) 1 審査欄は、記載しないこと。
- 2 3 欄の学校の卒業証明書等を添付すること。
- 3 4 欄の資格、免許等については、これらを有することを証する書類の写しを添付すること。

様式第4号（第3条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行同意書

工事主 〃が施行する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、異議がないので同意します。

[illegible]

(注意) 1 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入すること。

2 印鑑は、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。

様式第5号（第3条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第2号
第30条第2項第2号 } に規定する資力及び信用について、下記のとおり申告しま
す。

設 立 年 月 日		年 月 日		資本金	千円
法令による登録等					
従業員数	事 務	技 術	その他	計	
	人	人	人	人	
前年度事業量		千円	資産総額	千円	
前年度納税額		法人税又は所得税	千円	事業税	千円
主たる取引金融機関					
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他
			歳	年	
宅地造成等 工事施行経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積及び 工 事 費	着工及び完了年月日
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了

- (注意) 1 「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。
- 2 法人にあつては、前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びに事業経歴書を添付すること。
- 3 個人にあつては、前年度に係る所得税の納税証明書を添付すること。

様式第6号（第3条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（法人にあっては、当法人）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1 私（法人にあっては、当法人）は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分に違反した者を含む。）
- (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可（以下単に「許可」という。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 1の誓約が虚偽であり、又は誓約事項に反したことにより、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

島根県知事

様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第7号（第3条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（法人にあっては、当法人）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、このことを確認するための照会が島根県警察本部に対してなされることに同意します。

1 私（法人の場合は、役員を含む。役職、氏名等は次表のとおり。）は、次の(1)から(3)のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

※法人の場合は、役員の役職、氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 法人であって、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約が虚偽であり、又は誓約事項に反したことにより、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第8号（第3条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

島根県知事 様

工事施行者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第3号
第30条第2項第3号 } に規定する工事を完成するために必要な能力について、

下記のとおり申告します。

記					
設立年月日		年 月 日		資本金	千円
法令による登録等					
従業員数	事 務	技 術	その他	計	
	人	人	人	人	
前年度事業量		千円	資産総額	千円	
前年度納税額		法人税又は所得税 千円		事業税	千円
主たる取引金融機関					
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他
			歳	年	
宅地造成等工事施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面積及び 工 事 費	着工及び完了年月日
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m ² 千円	年 月 日着工 年 月 日完了

- (注意) 1 「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。
- 2 法人の全部事項証明書又は住民票、事業経歴書及び建設業許可証明書の写しを添付すること。

島根県知事 様

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地 の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m³		
		切土	m³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			cm	m	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護 の方法				

	ケ 工事中の危険防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ス 工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

島根県知事 様

協議者 住 所
氏 名

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、協議します。

1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	㎡		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
コ 工事中の危険防止のための措置				
サ その他の措置				

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 3 欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

協議同意書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。）
第34条第1項（第35条第3項において準用する場合を含む。） } の規定により、

下記のとおり協議に同意します。

1	工事をする土地の所在地及び 地番	
2	工事主住所氏名	
3	協議同意番号	第 号
4	協議同意対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条件	

様式第12号（第6条、第11条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

(工事主) 氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する

工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 土地の所在地及び 地番			
2 許可の年月日及び 番号	年 月 日 指令 第 号		
3 変更内容	項目	変更前	変更後
4 変更理由			

島根県知事 様

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定により、変更協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地 の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m³		
		切土	m³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			cm	m	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護 の方法				

	ケ 工事中の危険防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ス 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議同意番号		第 号	
※受付欄		※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

島根県知事 様

協議者 住 所
氏 名

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定により、変更協議します。

1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	㎡		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
コ 工事中の危険防止のための措置				
サ その他の措置				

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
9 変更の理由				
10 協議同意番号		第 号		
※受付欄		※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 3 欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。

3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

4 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入すること。

5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第15号（第8条、第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所

(工事主) 氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について

下記のとおり報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

- (注意) 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第16号（第8条、第13条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所
(工事主) 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する工事について下記のとおり

報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点において堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

- (注意) 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点において土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第17号（第14条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書		
年 月 日		
島根県知事 様		
申請者 住 所		
氏 名		
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関		
する工事の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法		
第12条第1項 第16条第1項 第30条第1項 第35条第1項		
の規定に適合していることを証す		
る書面の交付を申請します。		
工事主	住所	
	氏名	
土地の所在地及び地番		
区域区分	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域	
該当条文	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第12条第1項 ☐ 第16条第1項 ☐ 第30条第1項 ☐ 第35条第1項	
盛土若しくは切土をする土地の面積 又は土石の堆積を行う土地の面積		m ²
許可年月日及び番号 (許可済の場合)		年 月 日 指令 第 号
建築等の計画の概要	敷地面積	
	主要用途	
	工事種別	
その他必要な事項		

(注意) 「区域区分」欄及び「該当条文」欄は、該当するものに✓印を記入すること。